

島根県連合婦人会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会の名称を島根県連合婦人会（以下、本会という）と称します。

(事務所)

第2条 本会の事務所を島根県松江市中原町19番地、島根県婦人会館内に置きます。

(構成)

第3条 本会は島根県内地域婦人会をもって組織し、その加入者を会員とします。

(性格)

第4条 本会は自主独立の団体であり特定の政党・宗教に属することはありません。

(目的)

第5条 本会は、県下各地域婦人会の連絡連携をはかり、会員の資質向上を目指し、親睦を深めて相互に連帯して、女性の抱える問題の解決を推進すると共に、時代に即応した世論を形成し、教育、文化、環境、福祉増進に寄与しつつ明るく住みよい社会の建設を目的とします。

第2章 事 業

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 女性の自立と主体性の確立を促進する事業
- (2) 会員の資質向上を目指す事業
- (3) 会員相互の親睦事業
- (4) 教育、文化、自然環境の保護、健康福祉を増進する事業
- (5) 島根県婦人会館維持運営
- (6) 他団体との連携事業
- (7) 機関紙の発行
- (8) その他目的達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置きます。

- 会長 1名
副会長 4名（東部・西部各2名）
監 事 2名（東部・西部各1名）
理 事 評議員の中から選出された各市町村代表者
評議員 加盟する各地域婦人会長
専門委員 若干名

2. 監事は理事を兼任することはできません。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事をおのりとし、

- (1) 会長は本会を代表し、執行及び事務を総括します。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行し又は代理します。

(3) 会長、副会長は、本会の会務の執行にあたります。尚、会務には通常会務の他、この規約で定めた会務を含みます。

(4) 監事は本会の会計を監査します。

(5) 理事は理事会を組織し、次の事項について決定すると共に地域婦人会相互の連携を図るものとします。

① 翌年度に関する事業計画

② 翌年度に関する収支予算

③ 第8条8項に抵触しない事業遂行上の事項

④ その他この規約で定めた事項

(6) 理事は、止むを得ない事由で理事会を欠席する場合、委任状を提出して他の理事に表決を委任することができ、この場合、当該理事は理事会に出席したものとみなします。但し、受任者氏名の記載なき場合及び本会が定める期限経過後に委任状が提出された場合は、受任者氏名の記載の有無にかかわらず議長に委任したものとみなします。

(7) 理事が委任を受けることができる人数は、1名に限ります。尚、複数の理事が同一人に委任した場合、抽選により受任者を振り分けます。

(8) 評議員は評議員会を組織し、本会の決定機関として次の事項を議決します。

① 事業計画に関する事項

② 収支予算、決算に関する事項

③ 規約の改廃に関する事項

④ その他、組織運営に関する重要事項

(9) 評議員は、止むを得ない事由で評議員会を欠席する場合、委任状を提出して他の評議員に表決を委任することができ、この場合、当該評議員は評議員会に出席したものとみなします。但し、受任者氏名の記載なき場合及び本会が定める期限経過後に委任状が提出された場合は、受任者氏名の記載の有無にかかわらず議長に委任したものとみなします。

(10) 評議員が委任を受けることができる人数は、2名までとします。尚、3名以上の評議員が同一人に委任した場合、抽選により受任者を振り分けます。

(役員任期)

第9条 本会役員任期は2年とし、再任を妨げません。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とします。

3 役員任期満了でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行います。

4 理事、評議員は選出地において交代した場合は、自動的に第2項を適用します。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができます。

2 顧問は会長が委嘱し、顧問は会長の諮問に応じます。

(役員選出)

第11条 役員選出においては、別に定める選出規程により実施します。

第4章 会 議

(会議)

第12条 本会の目的を達成するため、次の通り会議を開催します。

(1) 評議員会 年1回以上

(2) 理事会 年3回以上

(3) 正副会長会 年3回以上

(4) 監査会 年1回以上

2 前項の各会議は、第4号を除き当該会議を構成する現役員数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することは出来ません。但し、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなします。

3 すべての会議は会長が招集します。

4 第1項第4号を除き各会議の議事は出席過半数を以て決定します。可否同数の場合は議長の決するところによります。

5 会長は必要と認めた場合、会議の目的たる事項を示して、第1項第4号以外の連絡会議を招集することができます。

6 第1項に規定する第4号以外の各会議は、当該会議を構成する現役員数の3分の1以上から会議の目的事項を示して招集の要求があったときは、会長は臨時会議を招集しなければなりません。

(議長)

第13条 第14条第4号を除き各会議の議長は会長がこれにあたります。

(傍聴)

第14条 本会加盟団体の会員が希望した場合、会長は理事会及び評議員会の傍聴を許可することができます。

2 傍聴を許可された者は、指定された場所で傍聴しなければなりません。

3 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない、また発言権も議決権もありません。

4 会議を傍聴する者には、会議で知り得た事項に守秘義務を課すこととします。

第5章 事務局

(職員)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局長及び職員を置きます。

2 事務局職員に関する事項は会長が任免し、別に定めるものとします。

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の収入は、次の通りとします。

- (1) 会員負担金
- (2) 地域負担金
- (3) 市町村事業負担金
- (4) 補助金
- (5) 事業収入
- (6) 寄附金
- (7) その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第18条 会員の負担金は、一人年額100円とします。

2 地域負担金は、一地域3,000円とします。

3 市町村事業負担金は、その必要に応じて年度によって決定します。

第7章 入 退 会

(入退会)

第19条 新たに設立された地域婦人会は、会長の承認を得て本会に加入することができます。

2 個人で本会の趣旨に賛同する者は、地域婦人会の承認を得て各地域婦人会に入会することができます。

第20条 第3条の地域婦人会は、会長の承認を得て、本会から脱退することができます。

2 前項の場合、当該地域婦人会の会員は本会を同時に退会したものとみなします。但し、本人の希望により各地域婦人会の加入を継続することができます。

3 脱退又は退会が年度の途中であっても、負担金は返還しません。

第8章 附 則

(附則)

第21条 本会の設立日は昭和23年7月13日とします。

昭和24年5月19日 一部改正

昭和45年4月1日 一部改正

昭和54年4月1日 一部改正

平成6年4月1日 一部改正

平成9年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成17年5月23日 一部改正

平成19年5月17日 一部改正

平成25年2月15日 一部改正

令和4年5月24日 改定

第22条 この規約は、令和4年9月14日から施行します。

島根県連合婦人会組織図

